

## 4 南国市地域福祉計画検討委員会設置規則

(設置)

第1条 南国市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、南国市地域福祉計画（以下「計画」という。）に住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために南国市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会で必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 保育・教育関係団体の代表者
- (3) 南国市民
- (4) 南国市職員
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会で必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

( 報酬等 )

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 3 4 年南国市条例第 3 9 号）の別表のその他委員の規定を準用する。

( 庶務 )

第 8 条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理をする。

( その他 )

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

## 附 則

1 この規則は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

## 5 南国市地域福祉計画検討委員名簿

校正区分	組織・団体名		氏名
福祉	南国市民生委員協議会	会長	中村 隆之
	南国市社会福祉協議会	局長	岸本 敏弘
	南国市地域活動支援センター	代表	松本 聡
	あったかふれあいセンター	コーディネーター	渡邊 徳子
	南国市身体障害者福祉協議会	会長	今井 義則
	南国市手をつなぐ育成会	会長	浜口 憲正
	居宅介護事業所「ふたば」	主任ケアマネジャー	植野 令子
	ウィッシュかがみの	管理者	岡本 圭美
地域	北陵中学校区	代表	澤村 豊
	鳶ヶ池中学校区	代表	平山 尚男
	香長中学校区	代表	浜田 伸夫
	香南中学校区	代表	濱田 祐享
保育・教育	南国市保護者会連合会	会長	川村 博貴
	南国市PTA連絡協議会	会長	下司 雅英
	南国子ども会連合会	会長	森下 幸則
市	副市長		藤村 明男
	南国市長寿支援課	課長	山内 幸子
	南国市福祉事務所	所長	南 幸男
	南国市企画課	課長	西山 明彦
	南国市保健福祉センター	所長	岩原 富美